健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

下記の①から④の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
（①から④以外の理由では、この申出書を提出することはできません。）

被保険者情報				
被保険者証	記号 9999 番号			
氏 名	（フリガナ）	生年月日	昭和 平成 年 月 日	
住 所	〒 ー 都・道 府・県			
		電話番号 （日中の連絡先）	（ ）	

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由

☐ **① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため**

再取得先の 健康保険の記号番号	
適用事業所の名称	
資格取得年月日	令和 年 月 日

☐ **② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため**

資格取得年月日	令和 年 月 日

☐ **③ 国民健康保険の軽減制度を受けるため**（倒産･解雇･雇止めなどによる離職が当てはまる方）

☐ **④ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため**

【 添付書類と留意事項 】

喪失事由	添付書類	留意事項
①の方	● 任意継続被保険者の被保険者証または資格確認書 （被扶養者分を含む） ＊高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。 ● 新たに取得した資格取得年月日のわかる書類のコピー （資格確認書・資格情報のお知らせ・取得決定通知書等）	○ 資格喪失年月日は、新たに加入した健康保険の資格取得年月日となります。 ○ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。 ○ 資格取得年月日のわかる書類の添付につきましては、取得年月日の記載があれば、マイナポータルの資格確認画面を印刷したものでも添付可能です。
②の方	● 任意継続被保険者の被保険者証または資格確認書 （被扶養者分を含む） ＊高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。	
③の方	● 任意継続被保険者の被保険者証または資格確認書 （被扶養者分を含む） 【注：被保険者証・資格確認書等の添付について】 申出月の月末までは被保険者証・資格確認書を使用することができます。 申出月の翌月１日以降に健保組合業務課宛に送付ください。 （高齢受給者証なども同様となります。） ●雇用保険受給資格者証のコピー	○ 資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月１日となります。 ○ 保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。 ○ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。
④の方	● 任意継続被保険者の被保険者証または資格確認書 （被扶養者分を含む） 【注：被保険者証・資格確認書等の添付について】 申出月の月末までは被保険者証・資格確認書を使用することができます。 申出月の翌月１日以降に健保組合業務課宛に送付ください。 （高齢受給者証なども同様となります。） ＊国民健康保険へのご加入や、被扶養者になる場合はこちらに当てはまります。	

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかります。

健保組合記入欄	令和 年 月 日 喪失

東京文具工業健康保険組合